

# 労働保険

社長さん

従業員と家族を守るのはあなたの**仕事**です！



一般社団法人全国労働保険事務組合連合会福岡支部

福岡労働局総務部労働保険徴収課

労働基準監督署

公共職業安定所（ハローワーク）



# 労働保険とは このような制度です。



労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、労働者が安心して働ける職場づくりと事業主が安定した経営を行うため、国が管理、運営している法律で加入が義務付けられた保険制度です。

労働者を一人でも雇っている事業主（農林水産業の一部を除く）は必ず労働保険に加入手続きを行い、保険料を納付しなければなりません。

## 労災保険とは…

☆詳細については、最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

労働者が業務上の事由又は通勤の途上において負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族の方に必要な保険給付を行います。

また、被災労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図る事業も行います。

### 対象労働者の範囲は

原則として、常用、パートタイマー、アルバイト等、労働の対価として賃金を受けるすべての労働者が対象になります。

### 加入手続きを怠った場合は

事業主が故意又は重大な過失により、労災保険に加入していない期間中に生じた労働災害について、労災保険給付を行った場合は、事業主から2年度遡って保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部の費用が徴収されます。

### もしも、業務・通勤災害にあった場合の給付の種類は

#### 労災保険の給付の種類…

こんなときは		給付の種類	給付の内容	特別支給金		
				定率定額支給	特別給与(賞与等)がある場合	
傷病にかかり	労災保険指定(指名)医療機関にかかったとき	療養補償給付(業務災害) 又は 療養給付(通勤災害)	無料で治療が受けられる (通勤災害は一部負担金あり)	算定基礎日額の		
	非指定の医療機関にかかったとき 看護移送等を要したとき		政府が必要と認めた額を支給する			
	傷病の治療のため休業し賃金を 受けられないとき	休業補償給付(業務災害) 休業給付(通勤災害)(一部負担金有)	休業4日目から 1日について60%			休業4日目から 1日について20%
	療養開始後1年6ヵ月で治癒せず 傷病等級に該当するとき	傷病補償年金(業務災害) 傷病年金(通勤災害)	1年間に1級313日分 ～3級245日分			1級114万円 ～3級100万円
治癒したときに障害等級表に定める 身体障害が残ったとき	障害補償給付(業務災害) 又は 障害給付(通勤災害)	年金 一時金	1年間に1級313日分 ～7級131日分 一時金で8級503日分 ～14級56日分	1級342万円 ～7級159万円 8級65万円 ～14級8万円	1年間に1級313日分 ～7級131日分 一時金で8級503日分 ～14級56日分	
死亡したとき	遺族補償給付(業務災害) 又は 遺族給付(通勤災害) 葬祭料(業務災害) 葬祭給付(通勤災害)	年金 一時金	1年間に245日分 ～153日分 一時金で1,000日分 30日分+315,000円 又は60日分	300万円 300万円	1年間に245日分 ～153日分 一時金で1,000日分	
障害・傷病等級1級と2級の一定の 障害を有する者が、 現に介護を受けているとき	介護補償給付(業務災害) 介護給付(通勤災害)		常時介護を要する者 上限105,290円 下限57,190円 随時介護を要する者 上限52,650円 下限28,600円			



## 二次健康診断等給付

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、直近のもの（一次健康診断）において、脳血管疾患及び心臓疾患等に関連する一定の項目（血圧、血中脂質、血糖及びBMI（肥満度））すべてについて異常の所見があると診断された場合に、労災保険の保険給付として二次健康診断等給付が支給されます。

## 社会復帰促進等事業

労働災害被災者を援護するため、義肢その他の補装具の購入・修理費を支給、社会復帰を促進するためのアフターケア、被災労働者の遺族の就学の援護、未払賃金立替払等の制度があります。

### 労災保険の特別加入制度もあります！（詳細については、7頁参照）

労災保険に加入できない事業主、自営業者、家族従事者、その他「労働者」でない方に、特に労働者に準じて保護することが適当と認められる一定の方に対して、特別に任意加入（特別加入制度）ができます。

この制度を利用するには、労働保険事務組合（9頁参照）に事務処理を委託する必要があります。

## 雇用保険とは…

☆詳細については、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にお尋ね下さい。

労働者が失業したとき及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じたとき、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けたときに必要な給付を行って生活の安定を図り、再就職を促進するために必要な保険給付を行います。

また、事業主に対しては、労働者の失業予防や能力開発向上、雇用の安定などを図るための各種助成金制度等があります。

### 対象労働者の範囲は

適用事業に雇用される常用労働者はもちろん、パートタイム労働者も次の要件を満たせば、被保険者になります。

また、平成29年1月1日から65歳以上の労働者も対象となりました。年齢制限はありません。

なお、65歳以上の方は平成31年度までは保険料の徴収は免除されます。

- 1週間の所定労働時間が20時間以上ある場合。
- 31日以上引き続き雇用されることが見込まれる場合。

### 失業等給付及び助成金等の種類は

#### 〈労働者の方には〉

労働者がなんらかの事由により離職した場合などに、一定の要件で失業等給付を受けることができます。

- ◆ 求職者給付
- ◆ 就職促進給付
- ◆ 教育訓練給付
- ◆ 雇用継続給付

#### 〈事業主の方には〉

雇用機会の増大や失業の予防等を目的として、一定の要件を満たした場合に賃金又は費用の一部を助成する制度があります。

主なものとして、次のような種類があります。

- ◆ 就職困難な高齢者、障害者等を雇い入れたとき  
→ 特定求職者雇用開発助成金
- ◆ 特定の求職者層を対象にトライアル雇用を実施したとき  
→ トライアル雇金助成金
- その他 各種助成金制度があります。



詳しくは福岡労働局のホームページ「助成金のご案内」項目をご覧ください。

アドレス <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



# 労働保険の 加入手続をするには…

## まず、労働保険の「保険関係成立届」等の提出を…

事業主が労働保険に加入するには、「保険関係成立届」を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所へ提出していただきます。

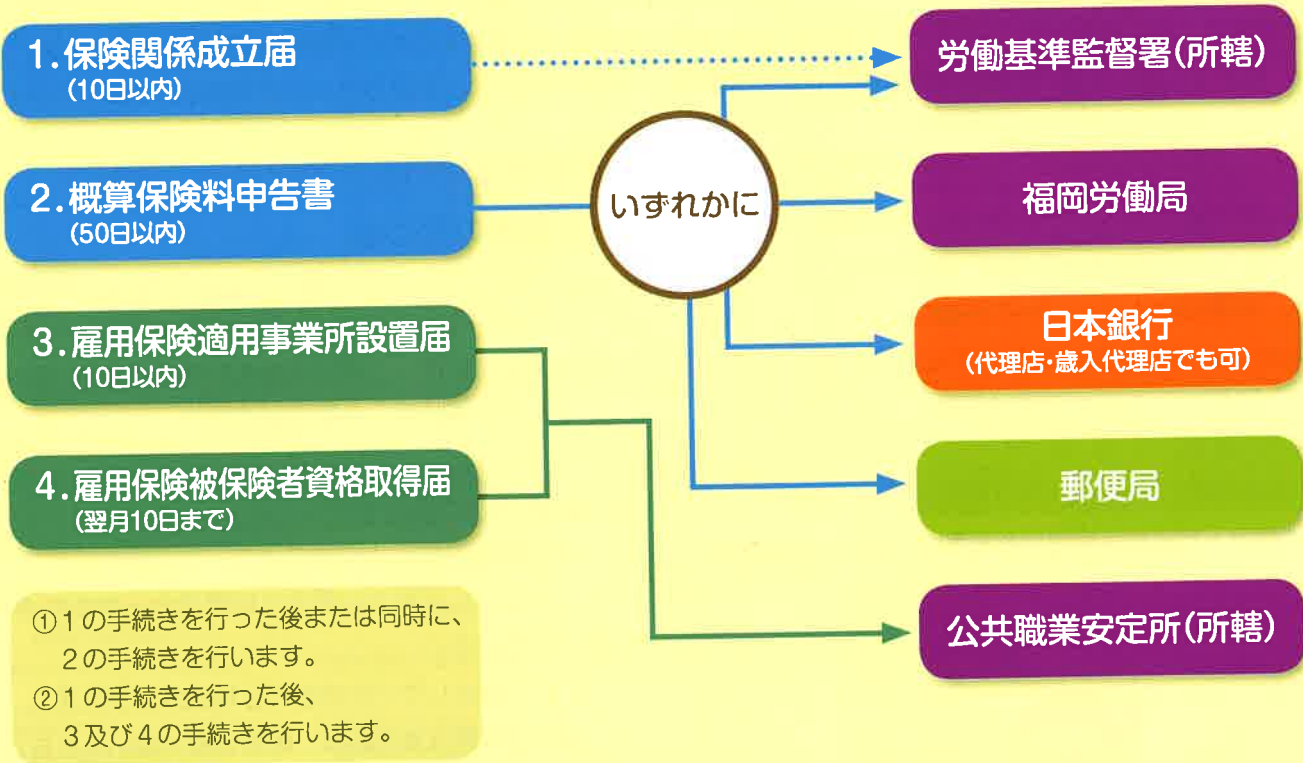
雇用保険はこの他に「雇用保険適用事業所設置届」及び「雇用保険被保険者資格取得届」を所轄の公共職業安定所へ提出が必要です。

## 「概算保険料申告書」による申告と納付を…

本年度分の労働保険概算保険料として「概算保険料申告書」の所定の手続きにより、一定の期日までに申告・納付が必要です。

### 一元適用事業の場合

一元適用事業とは、労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等に関して両保険を一元的に取扱う事業です。



なにを	いつまでに	どこへ
1. 保険関係成立届	保険関係が成立した日から10日以内	所轄の労働基準監督署
2. 概算保険料申告書	保険関係が成立した日から50日以内	所轄の労働基準監督署 福岡労働局 日本銀行 郵便局 いずれかに
3. 雇用保険適用事業所設置届	設置の日から10日以内	所轄の公共職業安定所
4. 雇用保険被保険者資格取得届	資格取得の事実があった日の翌月10日まで	所轄の公共職業安定所



## 二元適用事業の場合

二元適用事業とは、その事業の実態からして、労災保険と雇用保険の適用の仕方を区別する必要があるため、保険料の申告・納付等をそれぞれ別個に二元的に取扱う事業です。

一般に、農林漁業・建設業等が二元適用事業で、それ以外の事業が一元適用事業となります。

### ★労災保険手続

1. 保険関係成立届  
(10日以内)

2. 概算保険料申告書  
(50日以内)

- ① 1の手続きを行った後または同時に、2の手続きを行います。
- ② 公共職業安定所では手続きを行えません。

いずれかに

労働基準監督署(所轄)

福岡労働局

日本銀行  
(代理店・歳入代理店でも可)

郵便局



なにを	いつまでに	どこへ
1. 保険関係成立届	保険関係が成立した日から10日以内	所轄の労働基準監督署
2. 概算保険料申告書	保険関係が成立した日から50日以内	所轄の労働基準監督署 福岡労働局 日本銀行 郵便局 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">いずれかに</span>



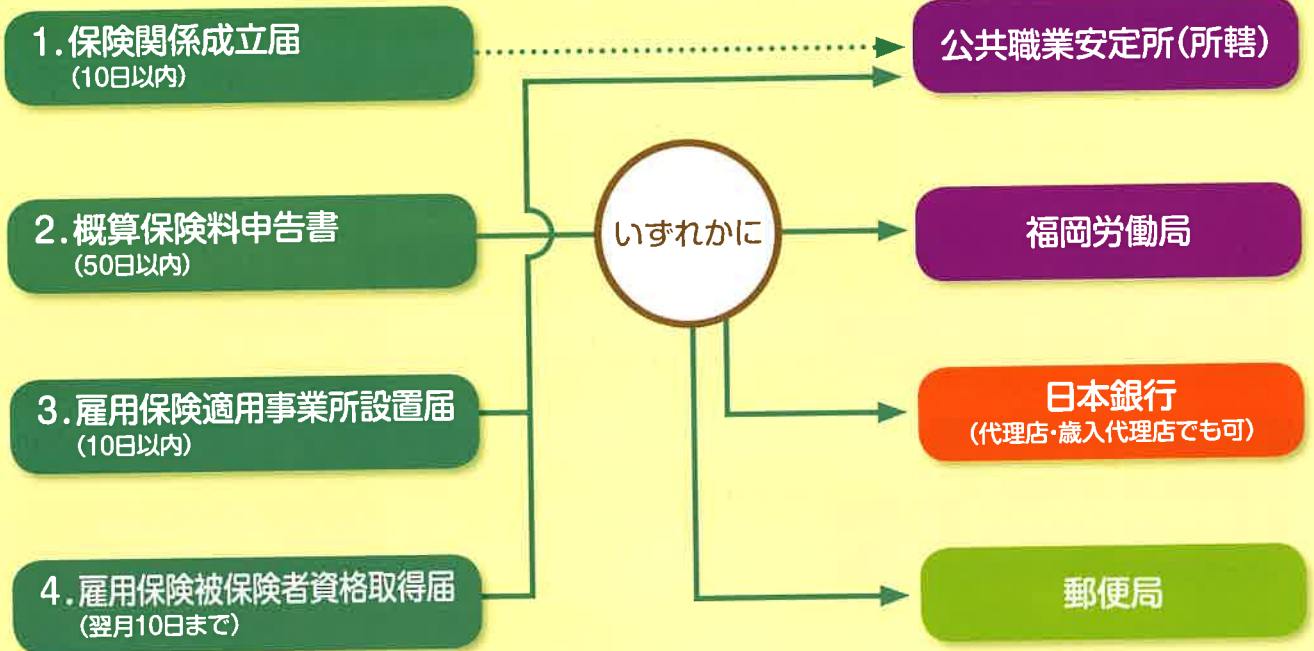


## 労働保険の 加入手続を するには…



二元適用事業の場合

### ★雇用保険手続



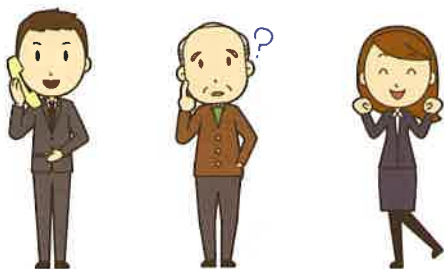
- ① 1の手続きを行った後または同時に、2～4の手続きを行います。  
 ② 2の手続きは公共職業安定所では行えません。

なにを	いつまでに	どこへ
1. 保険関係成立届	保険関係が成立した日から10日以内	所轄の公共職業安定所
2. 概算保険料申告書	保険関係が成立した日から50日以内	福岡労働局 日本銀行 郵便局 <b>いずれかに</b>
3. 雇用保険適用事業所設置届	設置の日から10日以内	所轄の公共職業安定所
4. 雇用保険被保険者資格取得届	資格取得の事実があった日の翌月10日まで	所轄の公共職業安定所

#### 成立手続を怠っていた場合には

成立手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、自主的に成立手続を行わない事業主に対しては、行政庁の職権による成立手続及び労働保険料の設定決定を行うこととなります。その際は、遡って労働保険料を徴収するほか、併せて追徴金(労働保険料額の10%)を徴収することとなります。

また、事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収(併せて追徴金を徴収)するほか、**労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収**することとなります。



## 労働保険料は…

労働保険料は、労働者に支払う賃金総額に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて得た金額です。そのうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方で負担することになっております。

### 労災保険率…

事業の種類により、2.5/1000から88/1000までに分かれています。

【主な業種の保険料率表】

業種	率	業種	率
林業	60/1000	機械器具製造業	5/1000
採石業	49/1000	電気機械器具製造業	2.5/1000
建築事業(既設建築物設備工事業除く)	9.5/1000	その他の製造業	6.5/1000
既設建築物設備工事業	12/1000	貨物取扱事業	9/1000
食料品製造業	6/1000	ビルメンテナンス業	5.5/1000
木材・木製品製造業	14/1000	倉庫業、警備業	6.5/1000
印刷又は製本業	3.5/1000	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1000
コンクリート製造業	13/1000	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1000
陶磁器製品製造業	18/1000	その他の各種事業(理容・美容、サービス業など)	3/1000

### 雇用保険率…

雇用保険率及び事業主と被保険者(労働者)との負担内訳は次のとおりです。

【保険料率表】(平成30年度)

事業の種類	雇用保険料率	労働者負担(失業等給付に係る保険料率のみ)	事業主負担
一般の事業	9/1000	3/1000	6/1000
農林水産・清酒製造業	11/1000	4/1000	7/1000
建設業	12/1000	4/1000	8/1000

### 労働保険料の計算例…

事業内容 卸・小売業  
従業員数 2名  
年間支払賃金総額 600万円(含交通費、賞与)  
(労災保険率＋雇用保険率)



簡単に  
計算  
できるね!

$$600\text{万円} \times 12/1000 (3/1000 + 9/1000) = 72,000\text{円}$$

### ※アスベスト一般拠出金…

石綿による健康被害の救済に関する法律(アスベスト救済法)にもとづく、労災保険適用事業主負担「一般拠出金額」が、平成26年4月1日から0.02/1000となりました。

### 計算例

$$\text{確定賃金総額} 600\text{万円} \times 0.02/1000 = 120\text{円}$$

# ～労災保険特別加入



## 給付基礎日額 及び保険料について

### 給付基礎日額について

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。特別加入を行う方の所得水準に見合った適正な額を申請していたら、労働局長が承認した額が給付基礎日額となります。

給付基礎日額を変更したい場合は、事前（3月2日～3月31日）に、給付基礎日額変更申請書を労働局長あてに提出することにより翌年度より変更することができます。

また、年度更新期間中にも「保険料申告書内訳」または「給付基礎日額変更申請書」（一人親方の場合はこの申請書のみ）により当年度に適用される給付基礎日額の変更が可能です。

ただし、給付基礎日額の変更は、災害発生前に申請することが前提となります。給付基礎日額の変更申請前に災害が発生している場合は日額の変更は認められません。

### 保険料について

特別加入者の保険料については、保険料算定基礎額にそれぞれの事業に定められた保険料率を乗じたものとなります。

なお、年度途中において、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、当該年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします。）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出することとなります。

【給付基礎日額・保険料一覧表】

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B = A × 365日	年間保険料
		年間保険料 = 保険料算定基礎額 × 保険料率 (例)建設事業(既設建築物設備工事業)の場合 保険料率 12/1000
25,000円	9,125,000円	109,500円
24,000円	8,760,000円	105,120円
22,000円	8,030,000円	96,360円
20,000円	7,300,000円	87,600円
18,000円	6,570,000円	78,840円
16,000円	5,840,000円	70,080円
14,000円	5,110,000円	61,320円
12,000円	4,380,000円	52,560円
10,000円	3,650,000円	43,800円
9,000円	3,285,000円	39,420円
8,000円	2,920,000円	35,040円
7,000円	2,555,000円	30,660円
6,000円	2,190,000円	26,280円
5,000円	1,825,000円	21,900円
4,000円	1,460,000円	17,520円
3,500円	1,277,500円	15,330円

(注) 年間保険料の額は、その年度における保険料算定基礎額の総額に千円未満の端数が生じるときは端数を切り捨てた額に保険料率を乗じて計算しますので、給付基礎日額3,500円の場合には、特別加入者1人当たりの年間保険料の額が表に掲げる額と異なる場合があります。



# の保険料と補償～

## 補償の対象となる 補償範囲について



特別加入している方については、業務災害又は通勤災害を被った場合に労災保険から給付が行われます。

ただし、同一の中小企業主の方が2つ以上の事業の事業

主となっている場合、1つの事業の中小企業主として特別加入の承認を受けていても、他の事業の業務により被災した場合は、保険給付を受けることができません。

### 業務災害について

就業中の災害であって、次の①～⑦のいずれかに該当する場合に保険給付が行われます。

- ① 申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間(休憩時間を含みます。)内に特別加入の申請に係る事業のためにする行為及びこれに直接附帯する行為を行う場合(ただし、その行為が事業主の立場において行われる業務を除きます。)
- ② 労働者の時間外労働又は休日労働に応じて就業する場合
- ③ ①又は②に接続して行われる業務(準備・後始末行為を含みます。)を中小事業主等のみで行う場合
- ④ ①、②及び③の就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内で行動中の場合
- ⑤ 事業の運営に直接必要な業務(事業主の立場において行われる業務を除きます。)のために出張する場合  
※船員たる中小事業主が船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる場合は、積極的な私的行為を除き業務遂行性が認められます。
- ⑥ 通勤途上で次に掲げる場合  
ア 事業主提供に係る労働者の通勤専用交通機関の利用中  
イ 突発事故(台風、火災等)等による予定外の緊急の出勤途上
- ⑦ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者(業務遂行性が認められる者)を伴って出席する場合

### 通勤災害について

通勤災害については、一般労働者の場合と同様に扱われます。

#### [労災保険法上の通勤とは]

通勤災害とは、通勤により被った負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復、②就業の場所から他の就業の場所への移動、③赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとしています。これらの移動の経路を逸脱・中断した場合は、当該逸脱・中断の間及びその後の移動は通勤となりません。ただし、当該逸脱・中断が、日常生活上必要な行為であって日用品の購入などをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合は、合理的な経路に復した後の移動は「通勤」となります。

# 労働保険事務組合制度について



## 労働保険事務組合とは…

厚生労働大臣から認可された中小企業主等の団体です。事業主の皆さんに代わって労働保険に関する申告や納付、及び書類提出など事務一切を処理します。

労働保険事務組合として認可を受けている団体は、主に商工会議所、商工会、社会保険労務士が運営している団体、その他事業主団体などがあります。

## 委託できる事業主は…

常時使用する労働者が、

- ◆金融・保険・不動産・小売業にあつては 50人以下
- ◆卸売・サービス業にあつては …………… 100人以下
- ◆その他の事業にあつては …………… 300人以下

の事業主であれば委託できます。

## 労働保険事務組合に事務委託するには…

- 労働保険事務組合に「労働保険事務等委託書」を提出し、入会金、委託手数料等が必要です。
- 詳しくは、各労働保険事務組合又は、(一社)全国労働保険事務組合連合会福岡支部(10ページ参照)へお問い合わせ下さい。最寄りのハローワークに「労働保険事務組合名簿」があります。



## 事務委託した場合のメリットは…

1

政府から認可された事務組合が、一括して事務処理をするので、事業主の方々の事務処理の負担が軽減されます。



3

労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付ができます。(事務組合に委託していない場合は、一定額を超えないと分割納付ができません。)また、2期・3期の納期限が、それぞれ14日延長されます。



2

事業主及びその家族従業員は、事務組合に委託することにより労災保険に特別加入することができます。



4

事務組合を会員としている(一社)全国労働保険事務組合連合会の行う事業の特典をご利用できます。



労働保険事務組合では福岡労働局と協力して、労働保険未手続事務所の加入を積極的にすすめています。加入手続きに関するご相談は、(一社)全国労働保険事務組合連合会福岡支部、又は労働基準監督署、公共職業安定所、福岡労働局総務部労働保険徴収課までご連絡下さい(次頁参照)。



# お問い合わせはお気軽に！

## 福岡県下労働基準監督署所在地一覧表

平成30年4月現在

地区	署名	所在地	電話番号	管轄区域
福岡	福岡中央	福岡市中央区長浜 2-1-1	(092)761-5605	福岡市(東区を除く)・春日市・筑紫野市・大野城市・太宰府市・糸島市・筑紫郡
	福岡東	福岡市東区香椎浜 1-3-26	(092)661-3770	福岡市のうち東区・宗像市・古賀市・福津市・糟屋郡
北九州	北九州西	北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10	(093)622-6550	北九州市のうち八幡東区・八幡西区・若松区・戸畑区・中間市・遠賀郡
	北九州東	北九州市小倉北区大手町 13-26 小倉第二合同庁舎	(093)561-0881	北九州市のうち小倉北区・小倉南区
	門司支署	北九州市門司区北川町 1-18	(093)381-5361	北九州市のうち門司区
	行橋	行橋市中央 1-12-35	(0930)23-0454	行橋市・豊前市・京都郡・築上郡
筑豊	飯塚	飯塚市芳雄町 13-6 飯塚合同庁舎 4階	(0948)22-3200	飯塚市・嘉麻市・嘉穂郡
	直方	直方市殿町 9-17	(0949)22-0544	直方市・宮若市・鞍手郡
	田川	田川市中央町 4-12	(0947)42-0380	田川市・田川郡
筑後	大牟田	大牟田市小浜町 24-13	(0944)53-3987	大牟田市・柳川市・みやま市
	久留米	久留米市諏訪野町 2401	(0942)33-7251	久留米市・大川市・朝倉市・小郡市・うきは市・三井郡・三潁郡・朝倉郡
	八女	八女市大字稲富 132	(0943)23-2121	八女市・筑後市・八女郡

## 福岡県下公共職業安定所(ハローワーク)所在地一覧表

平成30年4月現在

地区	所名	所在地	電話番号	管轄区域
福岡	福岡中央	福岡市中央区大名 1-6-19	(092)712-8609	福岡市中央区・博多区・城南区・早良区 南区(那の川11~2丁目)・糟屋郡(志免町・須恵町・宇美町)
	赤坂駅前庁舎	福岡市中央区大名 2-4-22 新日本ビル 2階		
	福岡東	福岡市東区千早 6-1-1	(092)672-8609	福岡市東区・宗像市・古賀市・福津市 糟屋郡(篠栗町・新宮町・久山町・粕屋町)
	福岡南	春日市春日公園 3-2	(092)513-8609	福岡市南区(那の川11~2丁目を除く)・筑紫野市 春日市・大野城市・太宰府市・筑紫郡
北九州	福岡西	福岡市西区姪浜駅南 3-8-10	(092)881-8609	福岡市西区・糸島市
	八幡	北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10	(093)622-5566	北九州市八幡東区・八幡西区・若松区・戸畑区 中間市・遠賀郡
	小倉	北九州市小倉北区萩崎 1-11	(093)941-8609	北九州市小倉北区・小倉南区
	門司出張所	北九州市門司区北川町 1-18	(093)381-8609	北九州市門司区
	行橋	行橋市西宮市 5-2-47	(0930)25-8609	行橋市・京都郡・築上郡(築上町)
筑豊	豊前出張所	豊前市大字八屋 322-70	(0979)82-8609	豊前市・築上郡(吉富町・上毛町)
	飯塚	飯塚市芳雄町 12-1	(0948)24-8609	飯塚市・嘉麻市・嘉穂郡
	直方	直方市大字頓野 3334-5	(0949)22-8609	直方市・宮若市・鞍手郡
筑後	田川	田川市大字弓削田 184-1	(0947)44-8609	田川市・田川郡
	大牟田	大牟田市大正町 6-2-3	(0944)53-1551	大牟田市・柳川市・みやま市
	久留米	久留米市諏訪野町 2401	(0942)35-8609	久留米市(城島町を除く)・うきは市・小郡市・三井郡
	大川出張所	大川市大字小保 614-6	(0944)86-8609	大川市・久留米市(城島町)・三潁郡(大木町)
	八女	八女市大字馬場 514-3	(0943)23-6188	八女市・筑後市・八女郡
朝倉	朝倉市大字菩提寺 480-3	(0946)22-8609	朝倉市・朝倉郡	

## 福岡労働局総務部労働保険徴収課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 新館5階

TEL (092)434-9835 (労働保険の加入に関する問い合わせ)





労働保険に関する加入等の委託事務手続は  
当労働保険事務組合にお任せ下さい。

**ぜひ、ご一報をお待ちしております**



厚生労働大臣認可

**労働保険事務組合**



**一般社団法人全国労働保険事務組合連合会福岡支部**

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目9番1号 東福第2ビル4階

TEL (092)432-7113 FAX (092)432-7577

E-mail: fukuoka-rouhoren@nifty.com